

松山市景観計画（追加：三津浜地区景観計画区域の案）の概要

（１）松山市景観計画について

本市では、平成 16 年の景観法制定に伴い、平成 22 年 3 月「松山市景観計画」を策定し、「道後温泉本館周辺」など 2 地区を『景観計画区域』に指定しました。

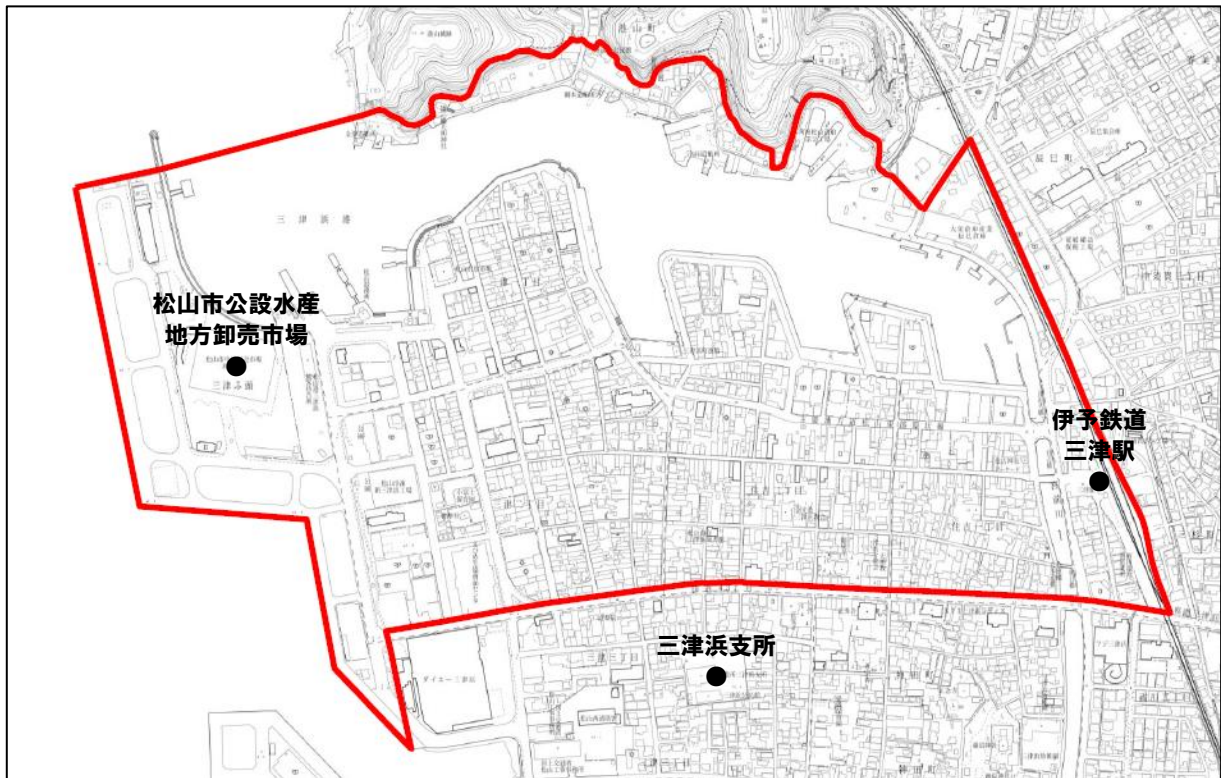
その後、平成 27 年 3 月に、本市の顔となる市内中心部を『中心地区景観計画区域』に、重点的な景観まちづくりを行う地区として「市役所前榎町通り」と「二番町通り」、「道後温泉本館周辺」を『景観形成重点地区』に、また、松山城への眺望を保全するため『眺望保全区域（視点場：永木橋）』を指定しました。

近年では、平成 29 年 4 月に「ロープウェー街」、平成 30 年 4 月に「松山駅周辺」及び「大手町通り」を『景観形成重点地区』に指定しています。

今回、本市発展の礎を築いてきた港町・三津浜地区を『景観計画区域』に追加する、景観計画の変更（案）を作成しましたので、広く市民の皆様からの御意見をいただくため、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施します。

（２）三津浜地区景観計画の概要

【区域】



【景観形成の基本的な考え方】

三津浜地区は、江戸時代には松山藩の御船手組が置かれた港町であり、漁業や商業で栄えたまちで、松山市発展の礎を築いてきたと言われていています。今でも、かつての財や文化を物語る醸造業や金融、汽船、問屋などの近代的な建築物や町家等の風情あるまちなみが残っています。当該地区のまちなみの特性を踏まえ、レトロで歴史あるまちなみ景観を核として保全しつつも、地区の人々の風情ある生活景観と融合した景観形成を目指します。

【届出対象となる行為】（建築物のみ抜粋）

| 行為の種類 | | 届出を要する行為の規模等 |
|-------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 建築物 | 新築、増築、改築又は移転 | 高さが15mを超えるもの 又は床面積の合計が1000㎡を超えるもの |
| | 外観を変更することとなる修繕、模様替 又は色彩の変更 | 変更部分の面積が15㎡を超えるもの |

【景観形成基準（行為の制限）】（建築物の一部のみ抜粋）

| 対 象 | 基 準 | | | | | | |
|---|----------|---|-----|-----|---|-------|--------|
| 建築物 | 配置 | ○まちなみの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和した配置とする。 ○規模が大きく圧迫感を与えるようなものはできる限り避ける。 | | | | | |
| | 形態 意匠 | ○まとまりのある落ち着いた色彩や形態とし、一体感のあるまちなみを演出するよう努める。 ○壁面に変化をもたせるなど、威圧感をできる限り軽減させる。 ○自然素材や材質感のあるものの積極的な採用に努める。 | | | | | |
| | 色彩 | ○地区内の特性や周辺の自然と調和した色彩とする。 ○建築物の外壁に使用できる色彩は以下のとおりとする。 (色彩の表示は日本工業規格 Z8721（色の表示方法－三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。) ・ベースカラー：見付面積（鉛直投影面積）の85%以上 <table border="1" data-bbox="448 1256 1305 1480"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄） GY（黄緑）・G（緑）・BG（青緑） B（青）・PB（青紫）・P（紫）・RP（赤紫）</td> <td>彩度5以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>明度1～9.5</td> </tr> </tbody> </table> ・アクセントカラー：見付面積の15%以内 明度及び彩度の上限及び下限規定は設けない。ただし、各色相の純色（最も彩度が高い色）の使用は見付面積の5%以内とする。 ＊【色彩基準の適用除外】 次に掲げるものについては上記の色彩基準を適用しない。 (1)他の法令の規定により義務付けられている場合 (2)歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合 (3)着色していない木材・石材・金属材・漆喰・ガラス・レンガ・コンクリート等の材料によって仕上げた場合 (4)その他、地域の特色に資するものとして市長が認める場合 | 色 相 | 基 準 | R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄） GY（黄緑）・G（緑）・BG（青緑） B（青）・PB（青紫）・P（紫）・RP（赤紫） | 彩度5以下 | N（無彩色） |
| 色 相 | 基 準 | | | | | | |
| R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄） GY（黄緑）・G（緑）・BG（青緑） B（青）・PB（青紫）・P（紫）・RP（赤紫） | 彩度5以下 | | | | | | |
| N（無彩色） | 明度1～9.5 | | | | | | |

詳細は「松山市景観計画（案）三津浜地区景観計画 抜粋」をご覧ください